

平成28年4月20日

小平市長

小林 正 則 殿

小平市廃棄物減量等推進審議会

会 長 藤 原 哲 重

小平市一般廃棄物処理基本計画に定める重点施策の実現について（答申）

平成26年7月15日付け平環ご発第81号により諮問のあった標記事項について、下記のとおり答申する。

記

- 1 小平市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるとおり、「こつこつ小平 『もったいない』が 根づくまち」の基本理念の下、数値目標の達成等を進捗管理の指標としながら、市として積極的に施策を実施することにより、循環型社会への変革に向けて、3Rを一層推進し、廃棄物の適正処理を引き続き確保されたい。
- 2 基本計画に定められている重点施策の実現に向けては、次のとおり提言する。
 - (1) 3Rの推進・適正処理に向けた意識向上
廃棄物に関する情報を、子どもから大人まで、また関心の度合いに応じた様々な手法を用いて、積極的に提供すること。
また、特に小中学生を対象として、強く印象に残るような環境学習の充実を図ること。
 - (2) 生ごみの減量（食物資源の資源化推進）
食物資源循環モデル事業を始め、食物資源（生ごみ）処理機器の活用や、ダンボールコンポストなど、多様な方法を市民それぞれの利便に応じて用いることで、一層のリサイクル推進を図ること。
また、販売や購入の際での取組を進めることにより、生ごみの発生抑制（未利用食品の廃棄などの食品ロスの削減）を図ること。
 - (3) 容器包装プラスチックの3R推進
リサイクル可能な容器包装プラスチック（全量）の分別収集及び資源化に取り組むとともに、マイバッグの持参や過剰な容器包装の削減など、消費者と事業者の双方への働きかけなどにより、容器包装プラスチックの発生抑制を図ること。

(4) 適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備

今後、小平市リサイクルセンターの更新をはじめ、小平・村山・大和衛生組合の施設整備が続くこととなり、新たなごみ焼却施設の稼働までの約10年間で、小平市をとりまく廃棄物処理の施設面での体制は大きく変わる事となる。

こうした施設の整備を、近隣の住民をはじめ、広く市民の理解を得て、滞りなく進めるとともに、施設整備の期間中の廃棄物処理に係る市民への影響を最低限に止めるよう図ること。

① 3市共同資源物処理施設の整備（新設）

引き続き、小平・村山・大和衛生組合及び他の構成市と連携して整備を進めること。

② 他の資源化品目の処理施設の整備（更新）

小平市リサイクルセンター整備基本計画に基づき、整備を進めること。

③ 焼却施設等の整備（更新）

新たな不燃・粗大ごみ処理施設の整備については、引き続き、小平・村山・大和衛生組合及び他の構成市と連携して整備を進めること。

ごみ焼却施設の更新については、とりわけ重要かつ大規模な事業であることを踏まえ、将来にわたるごみの適正処理に資するような施設となるよう、小平・村山・大和衛生組合及び他の構成市と連携して検討を進め、円滑な整備を図ること。

(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集への移行

ごみ焼却施設を始めとする廃棄物処理施設の整備を迎えるに当たり、3Rの推進、とりわけごみの減量は、重要度を増している。

そのような中、家庭ごみ有料化と戸別収集への移行については、全ての市民に影響する施策であることを踏まえた配慮をしながら、排出者である市民の意識改革、及びその結果として期待される廃棄物の減量などに、より大きな効果を得られるよう、基本計画に定められた平成31年度での実施に向けて、市としての体制を整えた上で、実施内容について十分な検討・準備を進めること。

また、実施内容については、検討の段階のできる限り早期から、廃棄物減量等推進審議会を始めとして、広く市民や関係者の意見を聞き、より良いものとする事。

戸別収集への移行については、3市共同資源物処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の整備と関連して必要となる分別変更などと合わせて実施することが、市民の理解を得られやすい。その場合は、変更の内容が多岐にも渡る事となるため、収集業者その他の関係者との十分な調整と、市民への十分な説明を行って、円滑な移行を図ること。

3 重要施策の各項目の実現に向けて、検討すべき事項を次のとおり列挙する。

(1) 3Rの推進・適正処理に向けた意識向上

- 廃棄物に関する川柳などの募集
- 関連事業者も活用した体験学習の充実
- 具体的に一人当たりいくらの税金が使われているかのコストも明示した広報
- 見やすくわかりやすく、かつ、楽しく賢く、家庭での3Rの取組や分別ができるパンフレットの作成
- 市ホームページ（キッズページを含む）やごみ分別アプリなどの媒体を活用した積極的な情報発信
- 小・中学校への出前授業や自治会などへの積極的な啓発活動・情報提供の実施
- 生ごみや容器包装プラスチックの減量に資する販売方法や、資源物の店頭自主回収などの取組を実施している小売店の把握と市民への情報提供
- 現在実施しているイベントの一層の充実

(2) 生ごみの減量（食物資源の資源化推進）

- 廃棄される未利用食品を重量だけではなくコスト（購入費相当）で示す広報
- 生ごみの堆肥化をしている人が優先的に使える市民農園
- 購入段階からの生ごみの減量に資する取組の啓発及び促進（ばら売りなどを実施している小売店の地図の作成・配布、エコショップ制度、イベント・キャンペーンの実施など）
- 生ごみの減量を実践している家庭の取組事例の紹介・普及
- 自治会などの市民（団体）が行うフードドライブ活動への支援

(3) 容器包装プラスチックの3R推進

- 市民が購入時に容器包装の少ない商品を選択することや、小売店によるはだか売りの促進など、発生抑制の取組の働きかけ
- 小売店での資源物の店頭回収の働きかけ
- 上記のような販売方法や店頭回収を実施している小売店の地図の作成・配布や、エコショップ制度、イベント・キャンペーンの実施など

(4) 適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備

- いずれの施設も、安全、安心かつ安定的な処理が可能な施設として整備すること
- 環境対策などにより、周辺環境に十分な配慮をした施設とすること

① 3市共同資源物処理施設の整備（新設）

- 市外に整備する施設に搬入することも踏まえ、小平市が搬入するペットボトル及び容器包装プラスチックについては、異物・汚れがないことや、ペットボトルはキャップをはずすことなど、分別や出し方のルールを徹底を図ること

② 他の資源化品目の処理施設の整備（更新）

- 新たな施設については、環境学習に取り組める機能を備えること

③ 焼却施設等の整備（更新）

- 製品プラスチックの燃えるごみへの分別変更
- ごみの処理過程においても、積極的に資源化が進められるよう、施設面での検討をすること

(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集への移行

- 廃棄物の減量や分別などへの取り組みの度合いに応じて差をつける制度
- 各市民が、自らのごみの出し方に責任を持つよう、戸別収集への移行を進めること
- 戸別収集への移行に当たっては、特段の事情によってプライバシーに十分な配慮をしなければならない場合にあつては、十分な対策を講じること
- 低所得者などへの配慮を踏まえた実施内容とすること